様式第５号（第20条関係）（平30公安規６・全改、令元公安規３・一部改正）

第　　号
年　　月　　日

住　所

氏　名　　殿

公安委員会　　印

犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書

　　年　　月　　日付けで犯罪被害者等給付金（遺族給付金・重傷病給付金・障害給付金）の支給裁定の申請がありましたが、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第13条第３項の規定により、その申請を却下しましたので通知します。

　なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます（処分の通知を受けた日から３か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

　また、処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、国家公安委員会に対して審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければならないこととされています。

（日本産業規格Ａ列４番）